

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	合志市 固定資産税システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、固定資産税関係業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係業務
②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。 ②事務の概要 納税義務者における固定資産所有物の確認を行う。
③システムの名称	固定資産税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (表における情報照会の根拠) 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、固定資産税関係業務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	● 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点		
平成29年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点		
平成30年2月5日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 渡邊 和代	課長 米澤 伸仁	事後	
平成30年2月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成30年2月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成31年2月8日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月8日	「Ⅳリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報の開示・訂正・利用停止請求	番号法第19条第7項 別表第二 第27号 番号法第19条第7項 別表第二 第28号	番号法第19条第8項 別表第二 第27号 番号法第19条第8項 別表第二 第28号	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報のファイルの取扱いに関する問	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月14日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8項 別表第二 第27号 番号法第19条第8項 別表第二 第28号	番号法第19条第8項 別表第二 27の項	事後	
令和4年1月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和4年1月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和5年3月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和5年3月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和6年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月16日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和6年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月16日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和7年2月25日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年2月25日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 27の項	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（表における情報照会の根拠）48の項	事後	
令和7年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年2月25日時点	事後	